議事の運営について

令和 7 年 10 月 24 日

デジタル庁戦略・組織グループ 調達支援・改革担当

情報システム調達におけるアジャイル開発やオープンソース化等に係る有識者検討会　（以下、「本検討会」とする。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 本検討会は、原則として非公開する。

2. 配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 座長が特に必要と認める場合には、委員以外の出席を求めることができる。ただし、非公開情報に基づく議論を行う場合は、委員以外の者の出席を認めないこととする。

4. この運営要領に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5. 委員は、本検討会に関して知り得た非公開情報は、本検討会の審議以外の目的で利用してはならない。

以上